

# 記載例

あなたの申し立てる事件が60万円以下の金銭の支払を求めるもので、紛争の解決に少額訴訟手続を利用したい場合には、この□をレ点でチェックし、本年中に同じ裁判所においてあなたが少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは今回で何回目なのかを空欄に書いてください。

あなたの申し立てる事件名を空欄に書いてください。例えば「損害賠償、未払賃料、請負代金、修理工代金、飲食代金」などの請求があります。分からぬ場合は窓口でお尋ねください。

訴 状

事件名	損害賠償	請求事件
<input checked="" type="checkbox"/> 少額訴訟による審理及び裁判を求める。本年、この裁判所において少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは / 回目です。		
○○ 簡易裁判所 御 中		平成 16 年 1 月 5 日

訴状の作成日

あなたに対して裁判所から書類を送る場合にどこに宛てて送ってほしいか、希望する場所(送達場所)の□をレ点でチェックして届け出してください。以後あなたに対する書類はこの届出場所に宛ててお送りすることになります。

あなたの勤務先に書類を送ってほしい場合には、「勤務先」の□をレ点でチェックし、勤務先の名称とその住所を書いてください。

あなたの住所でも勤務先でもない場所(例えば、あなたのお父さんの家など)に書類を送ってほしい場合には、「その他の場所」の□をレ点でチェックし、「原告等との関係」の部分に「父の家」とあなたとその場所の関係を書き、その住所を書いてください。

あなたの住所、氏名、電話やファクシミリがある場合にはその番号を書き、氏名の横にあなたの認め印を押してください。原告(申立人)が会社であるときは、会社の所在地、会社名、代表者の氏名、電話やファクシミリがある場合にはその番号を書いた上、代表者印を押してください。

原 告 (申立人)	〒 ○○○-○○○○ 住 所 (所在地) 氏 名 (会社名・代表者名) TEL ○○○-○○○ - ○○○○ FAX ○○○-○○○ - ○○○○	甲野 太郎 印
	原告(申立人)に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記住所等 <input type="checkbox"/> 勤務先 名 称 <sup>〒</sup> 住 所 <input type="checkbox"/> その他の場所 (原告等との関係) <sup>〒</sup> 住 所 TEL - - ) <input type="checkbox"/> 原告(申立人)に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください。 氏 名 TEL - - )	
被 告 (相手方) 1	〒 ○○○-○○○○ 住 所 (所在地) 氏 名 (会社名・代表者名) TEL ○○○-○○○ - ○○○○ FAX ○○○-○○○ - ○○○○	乙山 ニ郎 印
被 告 (相手方) 2	〒 ○○○-○○○○ 住 所 (所在地) 氏 名 (会社名・代表者名) TEL ○○○-○○○ - ○○○○ FAX ○○○-○○○ - ○○○○	内田 三郎 印
	勤務先の名称及び住所 被告 2 に同じ TEL - -	
	勤務先の名称及び住所 TEL - -	

訴訟物の価額	円	取扱者
貼用印紙額	円	
予納郵便切手	円	
貼用印紙		裏面貼付のとおり

被告(相手方)の住所、氏名、電話やファクシミリの番号が分かっている場合にはその番号を書いてください。被告(相手方)が会社であるときは、商業登記簿謄本又は登記事項証明書を見て、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書き、また、電話やファクシミリの番号が分かっている場合にはその番号を書いてください。

この欄は、簡易裁判所の窓口でお尋ねください。

上記の届出場所においてあなたの代わりにあなた宛の書類を受け取るべき人(送達受取人)を届け出る場合には、この□をレ点でチェックし、その人の氏名を書いてください。この届出をすると、以後あなたに対する書類は送達受取人に宛ててお送りすることになります。

被告(相手方)が1名のときは、「被告(相手方) 1」欄に、被告(相手方)が2名のときは、「被告(相手方) 1」及び「被告(相手方) 2」欄にそれぞれ記入してください。

被告(相手方)の勤務先の名称や住所、電話番号が分かっていれば、その範囲で書いてください。

利息の支払を求める場合に  
は、この□をレ点でチェック  
し、いつからいつまでの利息  
の支払を求めるのかと、その  
利率を書いてください。

遅延損害金の支払を求める  
場合には、この□をレ点でチ  
ェックし、いつからの遅延損  
害金の支払を求めるのかと、  
その率を書いてください。

※ 利息又は遅延損害金の率  
は、商取引による場合は年  
6パーセント、それ以外の  
場合は年5パーセントです  
が、特約があるときは、約  
束した率を書いてください。

この事件の判決が確定する  
前に判決の内容に基づいて強  
制執行をしたいときには、こ  
の□をレ点でチェックしてく  
ださい。

「請求の趣旨」とは、あなた  
が求める裁判のことです。

被告(相手方)に請求する金  
額を書いてください。

請求の趣旨	<p>1 被告 <input type="checkbox"/> は、原告に対して、連帯して次の金員を支払え。            金 <b>80,000 円</b>            □上記金額に対する            □上記金額の内金            平成 年 月 日から平成 年 月 日まで            の割合による金員              □上記金額に対する            □上記金額の内金            □平成 <b>14</b> 年 <b>12</b> 月 <b>20</b> 日            □訴状送達の日の翌日            年 <b>5</b> パーセントの割合による金員              2 訴訟費用は、被告 <input type="checkbox"/> の負担とする。            との判決(□及び仮執行の宣言)を求めます。         </p>									
紛争の要点(請求の原因)	<p>平成14年12月20日、原告宅隣のビルで看板取り外し作業を行っていた            被告の従業員である被告1は、誤って取り外した看板を下に落とし落とした            看板は、原告の庭の盆栽の鉢に当たって壊れました。            この盆栽は、原告が全部で8万円で買ったもので原告が大切に            していたものである。            原告は、被告らに対して何度も弁償するように言ったが、被告は            誠意がなく、いっこうに支払おうとはしない</p>									
添付書類	<p>領收証 <input type="checkbox"/> ふわれた盆栽の写真 <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本</p>									

あなたの言い分を裏付ける証拠となる書類がある場合には、  
その書類の名称を書き、その書類の写し(コピー)を2通(被告(相手方)が2名のときは3通)作成して、訴状と一緒に  
提出してください。

なお、あなた又は被告(相手方)が会社のときは、商業登  
記簿謄本又は登記事項証明書が必要ですから、この欄に「商  
業登記簿謄本」又は「登記事項証明書」と記載して、訴状と  
一緒に提出してください。

「訴訟費用」とは、申立手  
数料や裁判所を通じて被告  
(相手方)などに送った書類の  
郵便料金や証人に支払う旅費  
・日当などのことです。(弁護  
士等の費用は含まれません。)。

どのような理由で被告(相  
手方)に対して金銭の支払を  
求めるのかを簡単に分かりや  
すく書いてください。

例えば、契約に基づく請求  
の場合には少なくとも契約の  
日と契約の内容を、不法行為  
に基づく損害の賠償を求める  
場合には少なくとも不法行為  
(事故)のあった日時、場所、  
事故の態様と、どのような損  
害があなたに生じたのかを書  
いてください。

記載例は、不法行為に基づ  
くものです。